

国土形成計画等の策定の推進

- 成熟社会にふさわしい国土のビジョンを示す国土形成計画(全国計画)等を策定(平成19年中頃目途)
- さらに、広域地方計画協議会等を通じ、国と地方が連携・協力しつつ、広域地方計画を決定

現状と課題

国土政策上の様々な課題

- 本格的な人口減少社会の到来による国民の間の不安・不透明感
- 地方での中心市街地の空洞化、過疎の深刻化
- 東アジア経済圏が急速に台頭し、東アジア諸国との緊密な連携が必要



国土の質の向上、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい**国土ビジョンの提示**

施策の内容

二層の計画体系による国と地方との協働によるビジョンづくり

【国土形成計画のポイント】

- 国土の利用、整備及び保全に関する施策を総合的に推進する国土計画
- 地方公共団体からの計画提案制度や国民の意見を反映させる仕組み
- ブロック単位の地方(圏域)毎に、国と地方が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定する広域地方計画を創設し、地域の自立性の尊重及び国と地方公共団体のパートナーシップの実現

国土形成計画

全国計画

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示(国の責務の明確化)



広域地方計画

ブロック単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定

計画の作成及び実施の円滑な推進を図るため、国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場(広域地方計画協議会)を組織

計画への多様な主体の参画

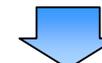
- ・地方公共団体から国への計画提案制度
- ・国民の意見を反映させる仕組み

施策の効果

- 国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)
【平成19年中頃までを目途に閣議決定予定】
- 国土形成計画(広域地方計画)
【全国計画の決定後、圏域毎に広域地方計画協議会を組織し、1年後を目途に策定予定】



- 21世紀の国土の持続的発展に向けた明確な戦略提示
- 地域ブロック独自の戦略による特色ある地域の形成



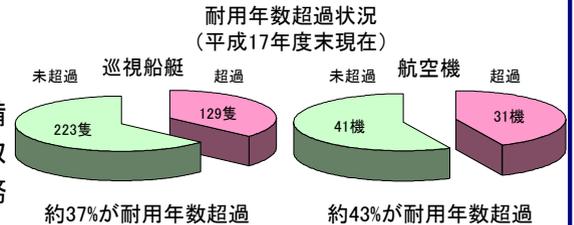
**豊かで安心できる
国民生活の実現**

我が国の海洋権益の保全

- 大陸棚の限界画定のための調査・解析
- 海上保安庁巡視船艇・航空機の刷新による高性能化

現状と課題

- 我が国の距岸200海里を超えて大陸棚の限界を画定するために、政府の「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、海域での海洋調査を実施
- 巡視船艇・航空機は、いわゆる「新海洋秩序」対応として昭和50年代に大量整備したもので、現在、老朽化、旧式化が進み、領海警備、外国漁船の不法操業の取締り、外国海洋調査船の監視など、海洋権益の保全をはじめとする海上保安業務の的確な対応に支障

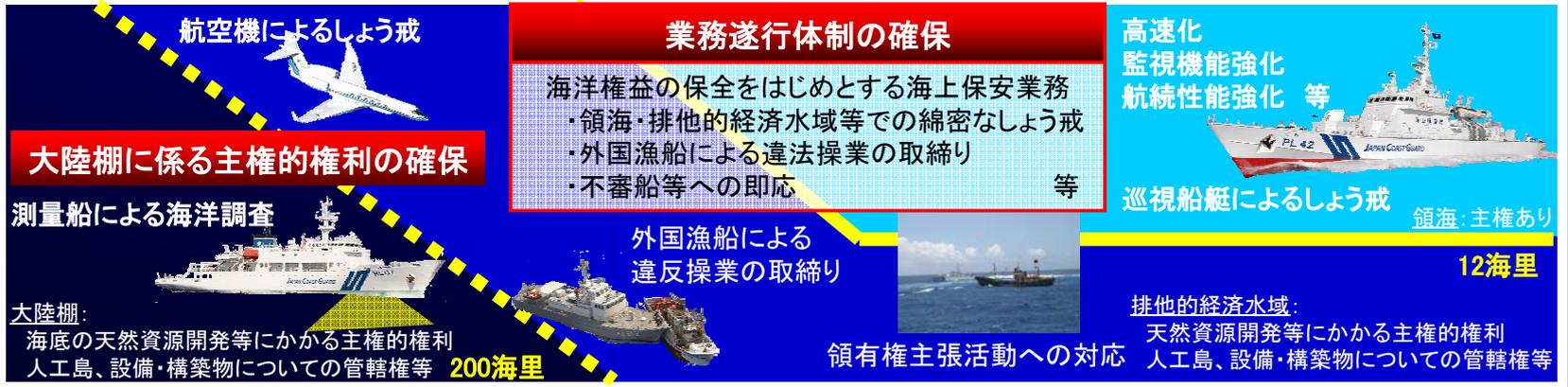


施策の内容

- 海域での海洋調査を完了し、国連提出期限(平成21年5月)までに提出できるよう解析作業を推進
- 耐用年数を超過した巡視船艇・航空機について、業務上緊急性の高い海域を優先的に、2010年代の出来るだけ早い時期に刷新を完了させ、高速化、搜索監視機能の強化等の高性能化

施策の効果

- 国際連合の委員会にて承認を得て、200海里を超えた大陸棚での主権的権利を確保
- 海洋権益の保全をはじめ、監視警戒、海難救助等に的確に対応できる海上保安業務遂行体制を確保



入札ボンド制度の導入

- 一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を図るための条件整備の一環として入札ボンド制度を導入

現状と課題

入札談合事件やダンピング受注が多発していることをうけ、公正性、透明性、競争性の高い入札制度とするため、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を推進。

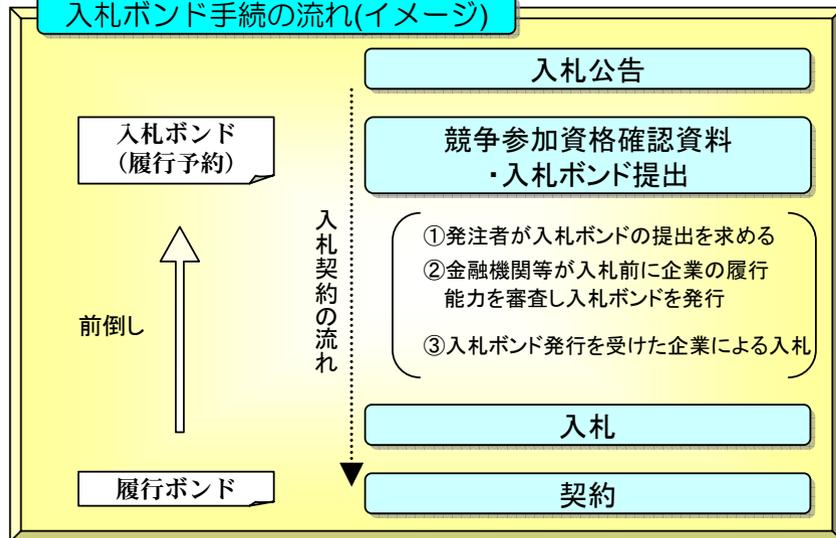


不良不適格業者の参入、経営力に比べ過度な入札参加者の増大の懸念等の課題を解決し、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を図るための条件整備が必要。

施策の内容

○入札ボンド制度の導入

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



施策の効果

○入札ボンド導入の効果

① 履行能力が著しく懸念される業者の排除

② 与信枠の制約による入札参加業者数の絞り込み

③ 深刻化するダンピングの抑止



市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

地理空間情報の高度な活用の推進

- 官民間問わず自由に使用できる基盤地図情報※1について、積極的に整備
- 基盤地図情報をはじめとした地理空間情報の円滑な流通・活用を促進

※1 地理空間情報の位置決めのための基準となる基準点、海岸線等の位置に係る情報等共通白地図の主要項目

現状と課題

- 「GISアクションプログラム2002-2005」※2に基づき、地理情報の電子化・提供、GIS ※3の普及等を推進

しかし、
・地理空間情報をオンラインで利用するための制度が確立していない
・異なる整備主体のデータが重ならず、地理空間情報の統合化が困難 等の課題

※2 地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議にて平成14年2月に決定された、政府のGISの整備・普及のための行動計画。

※3 Geographic Information System(地理情報システム)

施策の内容

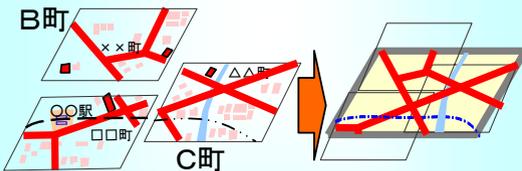
基盤地図情報の整備・更新

技術的な基準の作成

- ・情報を取得する際の基準
- ・データの交換を可能とするためのデータの書き方 等を定める

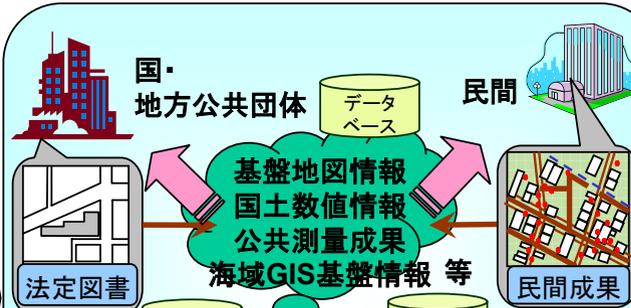
準拠

基盤地図情報を抜き出し接合



- ・基盤地図情報の整備・更新モデル事業の実施
- ・電子地図の整備・推進 等

地理空間情報の流通・活用を促進



- 行政・民間等におけるGIS活用の推進のための施策
- ・モデル調査の実施
- ・人材育成
- ・活用マニュアルの作成 等

施策の効果

基盤地図情報の整備を積極的に推進

○行政の効率化・高度化

情報共有



○安全・安心の確保

迅速・的確な災害対策、ユニバーサル社会の実現

○新産業・新サービスの創出 等